

○経済産業省告示第二十五号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第十四条第二項及び第三十二条第二項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第百九条第三項の規定に基づき、これらの規定の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和六年三月十九日

経済産業大臣 齋藤 健

1 事由及び経済産業大臣が認める場合

令和六年能登半島地震

2 経済産業大臣が定める期間

一 令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であつて、その次に掲げる期間が令和六年三月三十一日に終了するものについては、当該期間を一年間延長する。

イ 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項及び第二項、一般高压ガス保安規則第六十八条第一項及び第二項並びにコンビナート等保安規則第二十七条第一項及び第二項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

ロ 液化石油ガス保安規則第六十六条第二項、一般高压ガス保安規則第六十八条第二項及びコンビナート等保安規則第二十七条第二項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

ハ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第十四条第一項の規定によりエネルギー理企画推進者に講習を受けさせなければならない期間及び同令第三十二条第一項の規定によりエネルギー管理員に講習を受けさせなければならない期間

ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間、同令第七十四条第二項及び第三項の規定により充てん作業者が再講習を受けなければならない期間並びに同令第百九条第一項及び第二項の規定により液化石油ガス設備士が講習を受けなければならない期間

二 特定被災区域内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であつて、その次に掲げる期間が令和六年一月一日から六月三十日までの間に終了するものについては、当該期間を六月間延長する。

イ 液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

ロ 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

ハ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第三項の規定により

業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

附 則

この告示は、公布の日から施行する。